⑷　施設及び設備の改善に関する事項

営業者は、食卓に欠かせない、鮮度の求められる食品を提供する営業施設であることを十分認識するとともに、近年の省エネ・節電の要請にも応じ、施設及び設備の改善のため、具体的には、以下の事項に取り組むことが期待される。

ア　定期的な内外装の改装

イ　各店舗の特性を踏まえた清潔な雰囲気の醸成

ウ　高齢者、障害者等に配慮したバリアフリー対策の実施

エ　消費者の安全衛生及び従業者の労働安全衛生の観点から冷蔵設備等を含む施設の整備・改善

オ　消費者の要望、節電・省エネルギーの推進、経営の合理化・効率化のための改善

カ　賠償責任保険への加入促進

⑸　情報通信技術を利用した新規顧客の獲得及び顧客の確保に関する事項

営業者は、情報セキュリティの管理に留意しつつ、インターネット等の情報通信技術を効果的に活用する等、以下の事項に選択的に取り組むことが期待される。

ア　インターネット等の活用による注文、予約の受付

イ　ホームページの開設等、積極的な情報発信によるプロモーションの促進

ウ　顧客情報のデータベース化等による適切な管理

エ　季節に応じた商品のダイレクトメールの郵送や広報チラシの配布

オ　クレジットカード決済、電子決済の導入・普及

二　営業者に対する支援に関する事項

1　組合及び連合会による営業者の支援

組合及び連合会においては、営業者の自立的な経営改革を支援する都道府県指導センター等の関係機関との連携を密にし、次に掲げる事項を中心に積極的な支援に努めることが期待される。

⑴　衛生に関する知識及び意識の向上に関する事項

食品衛生上の安全を確保し、かつ良質な食材の調理及び調製を行うために必要な支援に努めること。

ア　衛生管理を徹底するための研修会及び講習会の開催

イ　衛生管理に関するパンフレットの作成による普及啓発

ウ　衛生管理に関するポスターの掲示等による広報促進

⑵　施設及び設備の改善に関する事項

衛生水準の向上、経営マネジメントの合理化及び効率化、消費者の利益の増進等に資するための、施設及び設備の改善に関する指導、助言、情報提供等、必要な支援に努めること。

⑶　消費者利益の増進及び商品の提供方法に関する事項

消費者の利益を増進し、消費者に対する正しい情報の提供を行うために必要な支援に努めること。

ア　商品の適正表示・苦情対応マニュアルの作成及び普及啓発

イ　生産者・生産地等の情報収集・提供

ウ　消費者調査に基づく消費者嗜好の把握

エ　消費者に対する食鳥肉に関する正しい知識に関する普及啓発

オ　賠償責任保険への加入促進

⑷　経営マネジメントの合理化及び効率化に関する事項

先駆的経営事例、地域的経営環境条件、食鳥肉販売業の将来展望に関する情報の収集及び整理に努め、営業者への助言等に活用すること。

⑸　営業者及び従業員の技能の向上に関する事項

営業者及び従業員の技能の向上を図るために必要な支援に努めること。

ア　研修会及び講習会の定期的開催等教育研修制度の充実強化

イ　技術講習会及び技能コンテスト等の開催による技術水準の向上

ウ　消費者の要望に対応した商品やサービスの情報提供

⑹　事業の共同化及び協業化に関する事項

事業の共同化及び協業化の企画立案並びに実施に係る指導に努めること。

⑺　取引関係の改善に関する事項

取引関係の改善を図るため、必要な支援に努めること。

ア　生産者・生産地等の情報収集及び処理加工業者等との連携・交流

イ　共同購入等取引面の共同化の推進

ウ　処理加工業者等との取引条件の改善

⑻　従業員の福祉の充実に関する事項

従業員の福祉の充実を図るために必要な支援に努めること。

ア　従業員の労働条件の整備

イ　作業環境の改善及び健康管理の充実のための支援

ウ　福利厚生の充実

エ　医療保険、年金保険及び労働保険の加入等の啓発

オ　共済制度（退職金、生命保険等）の整備及び強化

⑼　事業の承継及び後継者支援に関する事項

事業の円滑な承継に関するケーススタディ及び成功事例等の経営知識の情報提供の促進を図るために必要な支援に努めること。

⑽　食品関連情報の提供や行政施策の推進に関する事項

国内外における食に関する最新の情報や行政施策の動向等について、行政機関との連携等を通じ、組合員等への適切な情報提供を図るとともに、行政施策に基づく指導・支援に努めること。

2　行政施策及び政策金融による営業者の支援及び消費者の信頼

⑴　都道府県指導センター

組合との連携を密にして、以下に掲げる事項を中心に積極的な取組に努めることが期待される。

ア　営業者に対する経営改善の具体的指導、助言等の支援

イ　消費者からの苦情及び要望の営業者への伝達

ウ　消費者の信頼の向上に向けた積極的な取組

エ　都道府県（保健所）と連携した組合加入促進に向けた取組

オ　連合会及び都道府県と連携した振興計画を未策定の組合に対する指導・支援

⑵　全国指導センター

都道府県指導センターの取組を推進するため、以下に掲げる事項を中心に積極的な取組に努めることが期待される。

ア　営業者の経営改革の取り組みに役立つ情報の収集・整理・情報提供

イ　危機管理マニュアルの作成

ウ　苦情処理マニュアルの作成

エ　効果測定の支援及び政策提言機能の強化

オ　公衆衛生情報の提供機能の強化

⑶　国及び都道府県

食鳥肉販売業に対する消費者の信頼の向上及び営業の健全な振興を図る観点から、以下に掲げる事項を中心に積極的な取組に努めること。

ア　食品衛生に関する指導監督

イ　食品衛生に関する情報提供その他必要な支援

ウ　災害・事故等における適時、適切な風評被害防止策の実施